

北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の 修正の概要について

1. 計画修正の趣旨

- ・北海道地域防災計画は、災害対策基本法や国の防災基本計画等に基づき作成しているものであり、この計画については毎年検討を加え、国の防災基本計画等の改正等により修正の必要があると認められる場合は、これを修正するものとしている。
- ・令和4年度、原子力災害対策指針の改正及び国の防災基本計画の改正があったことから、計画の修正を行ったもの。

2. 主な修正の概要

（1）原子力災害対策指針の改正（R4.4）を踏まえた修正

○ I Lに基づく防護措置の対象となった地域の19歳未満の者及び妊婦・授乳婦等を対象として、3週間以内に甲状腺被ばく線量モニタリングを実施すること等の改正があったことから、計画を修正。

（2）原子力災害対策指針の改正（R4.7）を踏まえた修正

原子力災害時に防災業務に関わる「防災業務関係者」について、放射線防護対策の対象となる防災業務関係者の範囲を明確化する等の改正があったことから、計画を修正。

（3）国の防災基本計画の修正（R4.6）を踏まえた修正

（1）・（2）の改正に伴う修正及び文言の整理があったことから、計画を修正。

（4）その他

- ・道の協定締結を踏まえた外国人支援に関する事項を明記。
- ・文言整理 等